

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例制定に向けたパブリックコメントの実施について

平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法・第2次一括法）」が施行され、これまで国の法令で全国一律に定められていた基準について地域の実情を考慮した基準を条例で定めること及び権限移譲に伴う条例を整備することとなり、平成25年4月1日の施行を目指した第4回定例会における条例制定の議案提出に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを行う。

1 地方分権改革の概要

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地域の実情に合った最適な行政サービスの提供の実現を目指し、これまで国が一律に決定し、自治体に義務付けてきた基準・施策等を、条例の制定等により自ら決定し、実施するように改める。

○施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、次のとおりとされた。

区分	① 従うべき基準	② 標準	③ 参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(2) 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにする。

2 条例制定に向けた基本方針

地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を図ることを基本として、全国一律の基準が都市部に位置する本市の地域特性に適合していない場合等に、実情を考慮した独自の基準を設けることとし、現在政令等に基づき適用している基準等によって適切な運用が確保されている事項については、必要最低限のルールを定めた国の基準を踏襲する。

3 制定する条例一覧

条例数 26本 (平成25年4月1日)

義務付け・枠付けの見直し：(1) ～ (20)

基礎自治体への権限移譲：(21) ～ (26)

施策	条例名
高齢者施策 (10本)	(1)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (2)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (3)指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (4)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (5)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (6)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (7)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (8)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (9)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (10)指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
障害者施策 (6本)	(11)障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例 (12)指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例 (13)障害者支援施設の設備及び運営に関する条例 (14)指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例 (15)福祉ホームの設備及び運営に関する条例 (16)地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例
生活保護 (1本)	(17)救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例
医療 (1本)	(18)医療法施行条例※
生活衛生 (8本)	(19)川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例※ (20)川崎市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例※ (21)理容師法施行条例 (22)美容師法施行条例 (23)クリーニング業法施行条例 (24)興行場法施行条例 (25)公衆浴場法施行条例 (26)川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例 (旅館業法施行条例)

4 パブリックコメントの実施について

(1) 募集期間

- 高齢者施策：平成24年8月27日（月）～10月5日（金）40日間 【資料2】
- 障害者施策：平成24年9月 3日（月）～10月5日（金）33日間 【資料3】
- 生活保護：平成24年8月27日（月）～9月28日（金）33日間 【資料4】
- 生活衛生：平成24年8月27日（月）～9月28日（金）33日間 【資料5】

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参

(3) 募集資料

- ① 条例制定の概要
- ② 制定する条例の基となる厚生労働省令及び県条例等

※ (18)～(20)の条例については、次の理由によりパブリックコメントを実施しない。

- (18) 薬剤師の配置基準は従うべき基準(パブリックコメント手続条例第5条第4項第8号)
- (19) 施設の設備基準は従うべき基準(同条例第5条第4項第8号)、職員の配置基準は市の職員の人事等に関する事項(同条例第4条第6号)
- (20) 技術管理者の資格基準は市の職員の人事等に関する事項(同条例第4条第6号)

5 独自基準の設定について

「2 条例制定に向けた基本方針」を踏まえ、高齢者施策の条例については、独自基準を設けることとし、それ以外の条例については、基準となる省令または県条例とほぼ同様の内容とした条例とする。

(1) 高齢者施策における独自基準の考え方

①利用者への影響

身体拘束・権利擁護等、利用者の処遇に直結する内容であり、基準省令上での位置付けはないが、義務付けを行う必要性が認められるものについては条例化する。

②制度の適正運営

今般問題となっている介護事業所の不正請求・個人情報流出等の課題に対応し、介護保険制度の適正な運営を図るため、必要な対応を条例化する。

③事業所の事務負担

新たに事業所に事務負担を課す義務付けについては、その効果と負担を比較衡量し、必要性が高いものについてのみ定める。

④本市の政策実現

特別養護老人ホームの居室定員に関する基準などの介護基盤整備の手法など、本市の政策として必要性の高いものについては独自基準を定める。

(2) 独自基準の一覧表

項目	基準省令	本市の独自基準	独自基準を定める考え方
①記録の保存期間 (全サービス共通) 【条例(1)～(10)】	文書の保存期間は2年間	介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。	介護報酬の返還請求の消滅時効は5年であり、介護報酬返還の実効性を確保するため。
②運営規定 (全サービス共通) 【条例(1)～(10)】	定めなし	運営規定において定めるべき重要事項に関する規定に「事故発生時の対応」、「苦情・相談体制」、「個人情報管理」等を追加する。	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等を運営規定に定めることにより、利用者の保護を強化するため。
③身体拘束禁止の強化 (特別養護老人ホーム等の施設系サービス及び通所介護等の通所系サービス) 【条例(1)～(10)】	定めなし	身体拘束について、運営規定において定めるべき重要事項に追加する。また、通所系サービスにおいて、身体拘束禁止の具体的取扱方針を新たに定める。	身体拘束が懸念される施設系サービス及び通所系サービスにおいて、身体拘束の取り扱いをより厳しくするため。
④特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の廊下幅 (ユニット型・地域密着型を除く) 【条例(6)～(10)】	廊下の幅は、1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メートル以上	廊下の幅は、1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メートル以上を標準とし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、中廊下にあっては、1.8メートル以上として差し支えないものとする。	入所者の安全性の確保を図りながら、都市部に位置する本市の特性を踏まえ、敷地を有効活用し、施設の整備を促進するため。
⑤特別養護老人ホームの居室定員 (ユニット型を除く) 【条例(9)・(10)】	居室の定員は1人(必要と認められる場合は2人)	居室の定員は1人を原則とした上で、入所者のプライバシーに配慮するとともに、個室への転換が可能となるよう設計上の工夫を行う場合に、居室の定員を4人まで許容することが出来るようにする。	川崎市高齢者実態調査の調査結果においても多床室を望む声が多いこととあわせ、特別養護老人ホームの待機者が多い中で一定の定員数の確保を目指し、多床室の整備を進める本市の政策に合致させるため。

介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定について —市民の皆様から意見を募集します—

国の地域主権改革により、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた施設基準等について、地方自治体が条例で定めることとなり、この制定に向けて、市民の皆様の御意見を募集します。

1 条例制定時期

平成25年4月1日（予定）

2 参考資料

(1) 条例制定の概要

(2) 制定する条例の基となる厚生労働省令

- ①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ②指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ④介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- ⑤指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ⑥指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ⑦指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ⑧養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（老人福祉法）
- ⑨特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（老人福祉法）
- ⑩軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（社会福祉法）

3 募集期間

平成24年8月27日（月）から平成24年10月5日（金）まで

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームをご利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 市役所第3庁舎6階

※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※ご意見に対する個別対応はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成24年10月5日（金）（郵送は、当日消印有効）

ただし、持参の場合には、10月5日（金）の17時15分までとします。

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926

介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「一括法」という。平成23年法律第37号、第1次一括法・平成23年法律第105号、第2次一括法）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下、「介護保険法等改正法」という。平成23年法律第37号）が制定され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた施設基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 国が定めていた基準省令と条例の関係

今回の改革による条例制定は、これまでの厚生労働省令で定められてきた「基準省令」を基に条例を制定することが求められています。また、実際に制定する際にその内容によって、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

3 本市における条例制定の考え方

(1) 基本方針

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることにより、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付けの追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の規定を踏襲することを基本方針とします。

(2) 川崎独自基準制定の考え方

川崎独自基準として義務付けを行う項目は、「基本方針」の考え方を踏まえた上で、「①利用者への影響」、「②介護保険制度の適正運営」、「③事業所の業務負担」、「④本市の政策実現」という点を考慮して制定することとします。

①利用者への影響

身体拘束・権利擁護等、利用者の処遇に直結する内容であり、厚生労働省令上での位置付け

はないが、義務付けを行う必要性が認められるものについては条例化する。

②介護保険制度の適正運営

今般問題となっている介護事業所の不正請求・個人情報流出等の課題に対応し、介護保険制度の適正な運営を図るため、必要な対応を条例化する。

③事業所の事務負担

新たに事業所に事務負担を課す義務付けについては、その効果と負担を比較考量し、必要性が高いものについてのみ定める。

④本市の政策実現

特別養護老人ホームの居室定員に関する基準などの介護基盤整備の手法など、本市の政策として必要性の高いものについては、川崎市の独自基準を定めます。

4 条例を制定する介護保険法等に基づく厚生労働省令

①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- ・対象施設：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

②指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

- ・対象施設：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス

③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

④介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

⑤指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

⑥指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・対象施設：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売

⑦指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・対象施設：介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

⑧養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（老人福祉法）

⑨特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（老人福祉法）

⑩軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（社会福祉法）

5 検討中の川崎市独自基準

①記録の保存期間（全サービス共通）

制定案：事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとすること。

- 理由：現行の基準では文書の保存期間は2年間となっていますが、不正請求等に対する介護報酬の返還請求の消滅時効は5年です。この差異を埋めることを目的として、介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とします。

②運営規程（全サービス共通）

制定案：運営規定において、定めるべき重要事項に関する規定に「事故発生時の対応」、「苦情・相談体制」、「個人情報の管理」等を追加する。

- 理由：これらの利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めるべきものとして取り扱われていないため、新たに運営規定に定めるものとして追加します。

③身体拘束禁止の強化（(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)

制定案：身体拘束が懸念される施設系サービス及び通所系サービスにおいて、禁止規定をより強化するために、運営規定において定めるべき重要事項に追加する。また、通所系サービスにおいて、身体拘束禁止の具体的取扱方針を新たに定める。

- 理由：大きな人権侵害となる身体拘束について、その取り扱いをより厳しくするために、運営規定において定めることを義務付けます。また、平成24年度介護報酬改定により、通所系サービスの長時間化が進められており、通所介護事業所への滞在時間が長くなることが想定されるため、従来身体拘束禁止規定が存在しなかった通所系サービスについても、施設系サービス等と同様の禁止規定を設けます。

④廊下幅（(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム）

制定案：廊下の幅は、1.8メートル以上、中廊下は2.7メートル以上を標準とし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、中廊下にあっては、1.8メートル以上として差し支えないものとする。

- 理由：都市部の施設整備の課題として、限られた敷地を最大限に活用した床数の確保が求められてきました。一方で入所者の処遇面への配慮、安全性の確保も必要なことから、建築基準法施行令等の関係法令を勘案しながら、従来型居室の廊下幅について緩和を可能とします。

⑤特別養護老人ホームの居室定員（介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム）

制定案：居室の定員は1人を原則とした上で、入居者のプライバシーに配慮をするとともに、個室への転換が可能となるよう設計上の工夫を行う場合に、居室定員を4名まで許容することが出来るようにする。

- 理由：国では特別養護老人ホームの整備において、個室ユニット型（定員1名）の整備を進めていますが、本市では、『川崎市高齢者実態調査』における調査結果において、多床室を望む声が多いことから『特別養護老人ホーム整備促進プラン』において多床室（従来型）と個室（ユニット型）の併設による特別養護老人ホームの整備を推進してきました。今後においても、多床室の整備を行う可能性があることから、居室定員を4名まで許容できることとします。

※上記の①から⑤の川崎市独自基準以外は、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の基準を踏襲することとします。

6 今後のスケジュール

- 平成 24 年 7 月 平成 24 年度第 1 回介護保険運営協議会（実施済）
- 平成 24 年 8 月 平成 24 年度第 1 回地域密着型サービス等部会（地域密着型サービスのみ）
- 平成 24 年 11 月 平成 24 年度第 2 回介護保険運営協議会
- 平成 24 年 11 月 平成 24 年度第 2 回地域密着型サービス等部会（地域密着型サービスのみ）
- 平成 24 年 12 月 平成 24 年度第 4 回川崎市議会定例会（予定）
- 平成 25 年 4 月 1 日条例施行（予定）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等に係る 基準条例の制定について —市民の皆様から意見を募集します—

国の地域主権改革により、障害者自立支援法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた障害福祉サービス事業等の基準について、地方自治体が条例で定めることとなり、この制定に向けて、市民の皆様の御意見を募集します。

1 条例施行時期

平成25年4月1日（予定）

2 参考資料

- (1) 条例制定の概要
- (2) 制定する条例の基となる厚生労働省令
 - ①障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
 - ②指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - ③障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
 - ④指定障害者支援施設等の人員、施設及び運営に関する基準
 - ⑤福祉ホームの設備及び運営に関する基準
 - ⑥地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

3 募集期間

平成24年9月3日（月）から平成24年10月5日（金）まで

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームをご利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 市役所第3庁舎5階

※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※ご意見に対する個別対応はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成24年10月5日（金）（郵送は、当日消印有効）

ただし、持参の場合には、10月5日（金）の17時15分までとします。

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-2927 FAX：044-200-3932

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等に係る 基準条例の制定について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号、第1次一括法・平成23年法律第105号、第2次一括法）が制定され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、障害者自立支援法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた障害福祉サービス事業等の基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 国が定めていた基準省令と条例の関係

今回の改革による条例制定は、これまでの厚生労働省令で定められてきた「基準省令」を基に条例を制定することが求められています。また、実際に制定する際にその内容によって、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

3 本市における条例制定の考え方

(1) 基本方針

現在、本市では障害福祉サービス事業等の指定を国の定める基準(省令)に基づいて運用しており、国の定める基準を踏襲することを基本方針とします。

(2) 川崎独自基準制定の考え方

必要最低限の基準を定めた国の規定を踏襲することを基本方針とし、過剰な義務付けの追加は基本的に行わず、また、現行のサービス水準を継続する観点からも緩和要件も含め独自基準については設けません。

4 条例を制定する障害者自立支援法に基づく基準

①障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

- ・対象：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

②指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- ・対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

③障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

- ・対象：障害者支援施設

④指定障害者支援施設等の人員、施設及び運営に関する基準

- ・対象：障害者支援施設

⑤福祉ホームの設備及び運営に関する基準

- ・対象：福祉ホーム

⑥地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

- ・対象：地域活動支援センター

5 今後のスケジュール

- ・平成24年 8月 平成24年度第1回障害者施策審議会（実施済）
- ・平成24年11月 平成24年度第2回障害者施策審議会（予定）
- ・平成24年12月 平成24年度第4回川崎市議会定例会（予定）
- ・平成25年4月1日 条例施行（予定）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の 設備及び運営の基準に関する条例の制定について —市民の皆様から意見を募集します—

国の地域主権改革により、生活保護法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとなり、この制定に向けて、市民の皆様のご意見を募集します。

1 条例施行時期

平成25年4月1日（予定）

2 参考資料

- (1) 条例制定の概要
- (2) 制定する条例の基となる厚生労働省令

3 募集期間

平成24年8月27日（月）から平成24年9月28日（金）まで

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームをご利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-2643（川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室）

(3) 郵送・持参（書式自由）

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 市役所第3庁舎6階

※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※ご意見に対する個別対応はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成24年9月28日（金）（郵送は、当日消印有効）

ただし、持参の場合には、9月28日（金）の17時15分までとします。

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

電話：044-200-2643 FAX：044-200-3929

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の 設備及び運営の基準に関する条例の制定について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号、第1次一括法・平成23年法律第105号、第2次一括法）が制定され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、生活保護法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 国が定めていた基準省令と条例の関係

今回の改革による条例制定は、これまでの厚生労働省令で定められてきた「基準省令」を基に条例を制定することが求められています。また、実際に制定する際にその内容によって、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

3 本市における条例制定の考え方

(1) 基本方針

現在、本市では救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(省令)に基づいて運用しており、国の定める基準を踏襲することを基本方針とします。

(2) 川崎独自基準制定の考え方

保護施設の基準を定める理由は、保護施設における保護の目的を効果的に実現するにあたっては、施設の設備が整備され、素養のある職員の指導により適切な運営がなされることが必要であり、また、保護施設に対する社会的信頼の確保や、保護施設の進歩を促すための目標とすべき線を示すためだとされています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付けの追加は基本的に行わず、必要最低限の基準を定めた国の規定を踏襲することを基本方針とし、独自基準については設けません。

4 条例を制定する生活保護法に基づく基準

①救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

- ・対象：救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、事業授産施設

5 今後のスケジュール

- ・平成24年12月 平成24年度第4回川崎市議会定例会上程（予定）
- ・平成25年4月1日 条例施行（予定）

**理容師法等に基づく構造設備及び衛生措置の基準等に係る
条例制定について**
－市民の皆様から御意見を募集します－

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。）が平成23年8月26日に成立し、同月30日に公布されました。

第2次一括法は、義務付け・枠付けの見直しと都道府県から基礎自治体への権限移譲のために188法律の改正を行うもので、次の各法律の各基準等は従来、本市においては神奈川県が定めることとなっていました。権限が移譲されて川崎市が新たに条例で定めることとなりました。

- | | |
|-----------|---|
| ○理容師法 | 理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合
理容の業に係る衛生措置の基準
理容所に係る衛生措置の基準 |
| ○美容師法 | 美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合
美容の業に係る衛生措置の基準
美容所に係る衛生措置の基準 |
| ○クリーニング業法 | 衛生措置の基準 |
| ○公衆浴場法 | 設置場所の基準
衛生措置の基準
構造設備の基準 |
| ○興行場法 | 設置場所の基準
衛生措置の基準
構造設備の基準 |
| ○旅館業法 | 清純な施設環境を保持する必要がある社会教育施設等
許可に当たり意見を求める者
衛生措置の基準
宿泊拒否の事由 |

なお、公衆浴場法の構造設備基準との整合性を図る等の理由により、併せて旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）の規定に基づく旅館業の施設の構造設備の基準の一部を変更します。

つきましては、上記の各基準等について、市民の皆様から御意見を募集します。

1 条例施行時期

平成25年4月1日（予定）

2 募集期間

平成24年8月27日（月）～9月28日（金）

3 配布場所

川崎市役所第3庁舎4階（健康安全室生活衛生担当）、川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

＊川崎市のホームページ「意見公募」のページでも御覧いただけます。

4 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

【郵送先・持参先】

健康福祉局健康安全室生活衛生担当
〒210-8577 川崎区宮本町1番地

【FAX】

044-200-3927（生活衛生担当FAX）

【電子メール】

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

5 意見の締め切り

平成24年9月28日（金）（郵送は、当日消印有効）

ただし、持参の場合には、9月28日（金）の17時15分までとします。

6 注意事項

お寄せいただいた御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ及び上記の資料閲覧場所にて公表します。

7 問い合わせ先

健康福祉局健康安全室生活衛生担当

電話：044-200-2448 FAX：044-200-3927

(仮称) 理容師法施行条例について

1 制定の趣旨

この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号）第9条第3号及び第12条第4号の規定による理容の業を行う際衛生上必要な措置並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の規定による出張業務のできる場合等に関し必要な事項を定めるものとします。

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県理容師法施行条例参照）に準拠しますが、必要に応じて変更を加えることとします。

3 神奈川県条例からの主な変更点

- (1) 理容の業に係る衛生措置基準については、土地の状況等の理由により除外規定がありますが、本市において衛生措置基準を緩和しなければならないような土地の状況は認められないため、災害時など公衆衛生の向上に必要な場合に除外できるようにします。
- (2) 理容所に係る基準については、他の許可業種の基準に一般的に規定されている、ねずみ及び昆虫等の侵入を防ぐ設備（網戸等）の設置と必要に応じて駆除を実施することを加えます。

4 施行期日

平成25年4月1日

(仮称) 美容師法施行条例について

1 制定の趣旨

この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号）第8条第3号及び第13条第4号の規定による美容の業を行う際衛生上必要な措置並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の規定による出張業務のできる場合等に関し必要な事項を定めるものとします。

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県美容師法施行条例参照）に準拠しますが、必要に応じて変更を加えることとします。

3 神奈川県の条例からの主な変更点

- (1) 美容の業に係る衛生措置基準については、土地の状況等の理由により除外規定がありますが、本市において衛生措置基準を緩和しなければならないような土地の状況は認められないため、災害時など公衆衛生の向上に必要な場合に除外できるようにします。
- (2) 美容所に係る基準については、他の許可業種の基準に一般的に規定されている、ねずみ及び昆虫等の侵入を防ぐ設備（網戸等）の設置と必要に応じて駆除を実施することを加えました。

4 施行期日

平成25年4月1日

(仮称) クリーニング業法施行条例について

1 制定の趣旨

この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第6号の規定による洗たく物の処理を行う際必要な措置に関し必要な事項を定めるものとします。

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県クリーニング業法施行条例参照）に準拠しますが、必要に応じて変更を加えることとします。

3 神奈川県の条例からの主な変更点

- (1) 他の許可業種の基準に一般的に規定されている、ねずみ及び昆虫等について、必要に応じて駆除を実施することを加えます。
- (2) テトラクロロエチレン又は1、1、1-トリクロロエタンをドライクリーニングの溶剤として使用する場合に限定して、排液及び廃棄物を適正に処理するよう規定していましたが、その他のドライクリーニングの溶剤についても排液及び廃棄物がある場合は同様に適正処理するよう規定します。

4 施行期日

平成25年4月1日

(仮称) 公衆浴場法施行条例について

1 制定の趣旨

この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づく公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに公衆浴場の換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等に関し必要な事項を定めるものとして、

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県公衆浴場法施行条例参照）に準拠しますが、レジオネラ症等の健康被害の防止を図るため、必要に応じて変更を加えることとします。

3 神奈川県条例からの主な変更点

(1) 設置の場所の配置の基準における適用除外規定「知事が指定する地域において、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を使用する入浴設備を有する場合」については、川崎市内に指定地域がないため削除します。

(2) 衛生措置の基準の一部を、レジオネラ症防止を図る等の目的から、次のとおり変更します。

ア 「水道水以外の水を使用した」場合に限定して、「浴槽水等を規則で定める水質基準に適合させるように水質の管理をすること」と規定されていますが、水道水を使用した場合についても、適切な管理し、水質基準に適合させることが必要であることから、「水道水以外の水を使用した」を削除します。

イ 浴槽水の水質検査回数については、現在一律に「1年に1回以上」と規定されていますが、循環式浴槽等形態によって浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高める必要があることから、厚生労働省の指針等の規定と同様に「ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽内の湯水については、1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水については1年に2回以上」に変更します。

ウ 浴槽水の管理方法として、「浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。」と規定されていますが、厚生労働省の通知等と同様に「浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切に溢水させ、清浄に保つよう管理すること。」と表現を変更します。

エ 貯湯槽の清掃頻度については「定期的に」と規定されているところですが、レジオネラ症防止に関する厚生労働省の指針等に示されているとおり「1年に1回以上」と具体的に規定します。

オ レジオネラ属菌が繁殖しやすい集毛器については、洗浄に併せて消毒を行う規定を加えます。

カ 浴槽水の水質検査の結果、「レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。」と規定されていましたが、洗浄、消毒後に水質検査をして確認しなければ適切な衛生措置であったか確認できず、実際に洗浄、消毒等を実施してもレ

ジオネラ属菌が検出される事例もかなりあることから、水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまで気泡発生装置等の使用を中止するよう明記します。

キ オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないよう規定されていますが、実際には回収槽を設けない場合についても再利用を認めていないため、わかりやすい表現として「浴槽からあふれた湯水を浴用（上り用水及び上り用湯を含む。）に供しないこと。」に変更します。

また、これにより難しい場合（十分な量の湯水を供給することが困難な場合等）、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すれば再利用できるよう規定されていますが、川崎市内においては、十分な量の湯水を供給することが困難な状況等は認められていませんので、この規定を削除します。

ク レジオネラ属菌が検出された場合、洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じなければ、レジオネラ属菌が陰性にならない事例がかなり見られることから、水質検査を行ったときは、結果の適、不適にかかわらずその結果について速やかに市長に報告することともに、水質基準に適合していない場合は、保健所の指導のもと、適切な措置を講ずるよう規定を加えます。

(3) 構造設備の基準の一部を、レジオネラ症防止を図る等の目的から、次のとおり変更します。

ア 循環している浴槽水については、誤飲したり、エアロゾル化して吸引されることのないよう、浴槽に落とし込む構造は禁止されていますが、流し場に設けられた湯栓及び水栓についても、浴用に供した湯水を使用する構造でない旨を明記します。

イ 循環している浴槽水の補給口及び取込み口については、浴槽水表層を浮遊する汚物を取り込むことなく、さらに浴槽水が支障なく循環するように、浴槽の底部に近い部分に設け、補給口と取込み口は十分に離して配置することとする規定を変更します。

ウ 3(2)キと同様に浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこととする規定に変更します。

4 施行期日

平成25年4月1日

(仮称) 興行場法施行条例について

1 制定の趣旨

この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づく興行場の設置の場所及び構造設備の基準並びに興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準等に関し必要な事項を定めるものとします。

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県興行場法施行条例参照）に準拠しますが、必要に応じて変更を加えることとします。

3 神奈川県条例からの主な変更点

- (1) 近年、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生防止対策等について、厚生労働省通知等により適切な対応を指導しているところですが、今回、衛生上必要な措置の基準として、客席等の入場者が利用する場所について、必要に応じて消毒等を行うこととする規定を加えます。
- (2) 機械換気設備を使用する場合の空気環境の基準として、「客席の空中落下細菌数」が規定されていますが、結果判定に時間を要すること、換気量や浮遊粉じん量等の他の基準により衛生的な空気環境の確保が可能であることから、本項目を基準から削除します。

4 施行期日

平成25年4月1日

川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準 に関する条例の改正について

1 改正の趣旨

川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例を改正し、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の規定による許可等に係る基準その他法の施行に関し必要な事項として、法第3条第3項第3号の規定による社会教育施設等、法第3条第4項の規定により市長が意見を求める者、法第4条第2項の規定による衛生措置の基準及び法第5条第3号の規定による宿泊拒否の事由を、新たに定めるものとします。

併せて、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づく旅館業の施設の構造設備の基準の一部を変更します。

2 基本的な考え方

これまでの経緯や県内他都市との調整から、概ね神奈川県条例（別添 神奈川県旅館業法施行条例参照）及び現行の市条例（別添 川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例参照）に準拠しますが、レジオネラ症等の健康被害を防止、（仮称）川崎市公衆浴場法施行条例に規定される基準との整合性を図るため、必要に応じて変更を加えます。

3 神奈川県条例からの主な変更点

(1) 法第3条第3項第3号の規定により条例で定める施設のうち、国が設置する施設及び地方公共団体が設置する施設以外の施設で、当該施設について監督庁がないものについては、「当該施設の所在地を管轄する基礎自治体（市町村）」に意見を求めるよう規定されていましたが、本市が意見を求められる基礎自治体が存在しないことから「当該施設の設置者」に変更します。

(2) 近年、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生防止対策等について、厚生労働省通知等により適切な対応を指導しているところですが、今回、衛生措置の基準として、営業施設の内外について、必要に応じて消毒等を行うこととする規定を加えます。

(3) 浴室等の管理に係る基準の一部を、レジオネラ症防止、公衆浴場の基準との整合性を図る等の目的から、次のとおり変更します。

ア 「水道水以外の水を使用した」場合に限定して、「浴槽水等を規則で定める水質基準に適合させるように水質の管理をすること」と規定されていますが、水道水を使用した場合についても、適切な管理し、水質基準に適合させることが必要であることから、「水道水以外の水を使用した」を削除します。

イ 浴槽水の水質検査回数については、現在一律に「1年に1回以上」と規定されていますが、循環式浴槽等形態によって浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高める必要があることから、厚生労働省の指針等の規定と同様に「ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽内の湯水については、1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水については1年に2回以上」に変更します。

ウ 浴槽水の管理方法として、「浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。」と規定されていますが、厚生労働省の通知等

と同様に「浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切に溢水させ、清浄に保つよう管理すること。」と表現を変更します。

エ 貯湯槽の清掃頻度については「定期的に」と規定されているところですが、レジオネラ症防止に関する厚生労働省の指針等に示されているとおり「1年に1回以上」と具体的に規定します。

オ レジオネラ属菌が繁殖しやすい集毛器については、洗浄に併せて消毒を行う規定を加えます。

カ 浴槽水の水質検査の結果、「レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。」と規定されていましたが、洗浄、消毒後に水質検査をして確認しなければ適切な衛生措置であったか確認できず、実際に洗浄、消毒等を実施してもレジオネラ属菌が検出される事例もかなりあることから、水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまで気泡発生装置等の使用を中止するよう明記します。

キ オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないよう規定されていますが、実際には回収槽を設けない場合についても再利用を認めていないため、わかりやすい表現として「浴槽からあふれた湯水を浴用（上り用水及び上り用湯を含む。）に供しないこと。」に変更します。

また、これにより難しい場合（十分な量の湯水を供給することが困難な場合等）、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すれば再利用できるよう規定されていますが、川崎市内においては、十分な量の湯水を供給することが困難な状況等は認められていませんので、この規定を削除します。

ク レジオネラ属菌が検出された場合、洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じなければ、レジオネラ属菌が陰性にならない事例がかなり見られることから、水質検査を行ったときは、結果の適、不適にかかわらずその結果について速やかに市長に報告するとともに、水質基準に適合していない場合は、保健所の指導のもと、適切な措置を講ずるよう規定を加えます。

4 川崎市条例（構造設備基準）の主な改正点

入浴設備に係る構造設備基準の一部を、レジオネラ症防止、公衆浴場の基準との整合性を図る等の目的から、次のとおり変更します。

- (1) 循環している浴槽水については、誤飲したり、エアロゾル化して吸引されることのないよう、浴槽に落とし込む構造は禁止されていますが、流し場に設けられた湯栓及び水栓についても、浴用に供した湯水を使用する構造でない旨を明記します。
- (2) 循環している浴槽水の補給口及び取込み口については、浴槽水表面を浮遊する汚物を取り込むことなく、さらに浴槽水が支障なく循環するように、浴槽の底部に近い部分に設け、補給口と取込み口は十分に離して配置することとする規定を変更します。
- (3) 3(3)キと同様に浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこととする規定に変更します。
- (4) 公衆浴場の基準と整合性を図るため、浴槽に設置する気泡発生装置等に連日使用型循環浴槽水を用いる構造でないこととする規定を削除します。

5 施行期日

平成25年4月1日